

ウオッチング多摩ニュース

第91号

2019年2月15日
ウオッチング多摩の会

「情報源を明かせ」と

市から公文書

→W会は拒否

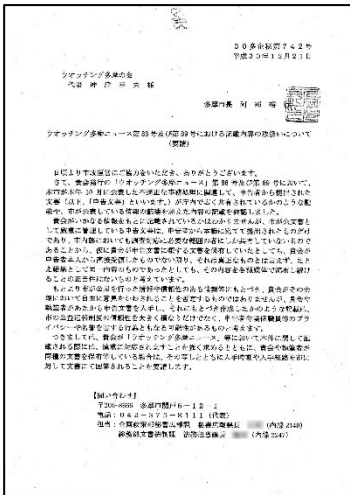
不思議、不可解、異例の要請、
「脅しのつもりかな」

「ウオッチング多摩の会」(W会、神津幸夫代表)に多摩市から公文書が来た。18年12月21日付、多摩市長阿部裕行名で神津代表宛てである。会の「ニュース」88号、89号の記事の情報の出どころについて「入手時期や入手経路」などの文書回答を求めている。会は「大雪」と天気予報された2月9日の例会で対応を論議。市の要求には応じないことにした。と言うより「応じようがない」とみんなが思った。「情報の入手経路を」などという要求内容の不当性を言い立てる前に、この公文書によく分からないところが多かつ

伝える。

市は何を言いたいのか

次ページに公文書の全文を掲載する。読んでみて頂きたい。市はこの文書で一体何を言いたいのか、「文書回答を」との「要請」の中身は正当なのかどうか、読者たる多摩市民のみなさんご意見、ご感想をお聞かせ願いたい。W会は発足20年を超えた。この1月に記念の集会を開いたが、この20年間市からこのような公文書を頂戴するのは異例のことである。



市からの文書全文を掲載(次ページ)。ご意見、ご感想をお寄せください

だからである。何を「要請」(公文書)されているのかはつきりしないのだ。この号では、そのことを含め、この日の論議の上に立って市からの公文書の内容とそれについて私たちの考え方をお

文書はその日付の日に神津代表が市役所で秘書広報課長から手渡された。朱色の市長の角判と割り印が押され、権威チックな格好を装っている。表題は「ウオッチング多摩ニュース第88号及び第89号における記載内容の取扱いについて(要請)」。この2つの「ニュース」に阿部市長のお気に召さないとところがあつたのか。一読して「高圧的ですねえ」という声が会員から上がった。「脅しのつもりかな」。後で触れるが、文書全体の調子にそういう印象を持ったのだろう。

2つの「ニュース」には何が書いてあつたか。88号は18年10月26日発行。その11日前にW会が阿部市長と市民に呼び掛けて開いた市長との対話集会の報告である。対話のテーマになったのはパルテノン多摩の改修、中央図書館の新築問題のほか、東京地裁で係争中の市職員による市長相手の住民訴訟と去年明るみに出た市役所内部の不祥事4件。89号の発行日は同12月3日で9月市議会の批判のほか不祥事を論じた2本、計3本の署名原稿を載せている。

この中で公文書が取り上げているのは処分者を出した不祥事4件に関連する部分である。この4件は、いずれも市内部からの通報によって表面化したのだが、両号でW会の質問者や記事の執筆者が内部通報の文書に基づいて質問し執筆していることが気に入

らなかつたらしい。その文書は市が「厳重に管理している」(公文書)はずだからであり、「らしい」とは、その辺がこの文書では曖昧でよく分からないからである。

よく分からない公文書

この「分からない」問題についてまず書こう。公文書の本文を左記に書き写す。こつち

日頃より市政運営にご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、貴会発行の「ウオッチング多摩ニュース」第88号及び第89号において、本市が本年^①10月に公表した不適正な事務処理に関連して、申告者から提出された文書(以下、「申告文書」といいます。)が市内で広く共有されているかのような記載や、^②市が公表している情報の範疇を超えた内容の記載を確認しました。

貴会がいかなる情報をもとに記載されているかはわかりませんが、市が^③公文書として厳重に管理している申告文書は、申告者から本職に宛てて提出されたものだけであり、市内部においても調査対応に必要な範囲の者にしか共有していないものであることから、仮に貴会が申告文書に類する文書を保有していたとしても、貴会が申告者本人から直接受領したものでない限り、それは真正なものとは言えず、たとえ結果として同一内容のものであったとしても、その内容を各種媒体で流布し続けることの正当性はないものと考えています。

もとより^④市が公表を行った情報や信頼性のある情報等にもとづき、貴会がその会報において自由に意見をかわされることを否定するものではありませんが、貴会や執筆者があたかも申告文書を入力し、それにもとづき作成したかのような記載は、市の公益通報制度の信頼性を大きく損なうだけでなく、申告者や関係職員等のプライバシーや名誉を害する行為ともなる可能性があるものと考えます。

つきましては、貴会が「ウオッチング多摩ニュース」等において^⑤本件に関して記載される際には、慎重に対応されますことを強く求めるとともに、貴会や執筆者が同種の文書を保有等している場合は、^⑥その写しとともに入手時期や入手経路を市に対して文書にて回答されることを要請します。

の日本語読解力が劣化しているのか、それとも市役所の日本語がダメなのか。まずは読者のみなさんに判定してもらおう。(下線と①などの丸数字は原文にはない)
どうですか。何度か読み返さざるを得ないでしょう。スツと頭に入ってこないのではありませんか。それでもよく分からないところがいくつも残るでしょう。

回答のしようがない

なぜ分からないか。端的な例を1つ挙げる。例えば下線部^⑥。「その写しとともに」という副詞句を受ける述語がどこにもないのだ。書き落としたのか、どこかに消えてしまっている。普通に読めば副詞句の位置から考えて「文書にて回答されることを」が述語に当たるのだろうが、それでは意味をなさず「写し」についてW会が何を「要請」されているのか判然としない。阿部市長はW会に「写し」を一体どうせよと「要請」しているのか。「返却せよ」か「破り捨てよ」か。会は確かに「同種の文書を保有等している」が、「その写し」に関してどういう文書回答をしたらいいのか。「ハイ、保有しております」と書けばいいのか。ちよつと回答のしようがない。それとも単純に「写しとともに」は「写し」の書き間違いなのか。

しつこいようだが、市長の角判と割り印が押され、もつともらしい体裁は取っているものの、いちばん大事なはずの「要請」部分で相手に意味がきちんと伝わらないような粗雑な文章を書き、仮に書きミスだしたら(市長ご自身も含めて何人かの市の要職が目を通したに決まっているのに)、誰もそのミスに気が付かないようでは、受け取った方も多摩市長とこの市長文書の本気度を疑い

たくなるではないか。

公文書には、本文のあとに「問い合わせ」として市役所の担当者2人の姓とそれぞれの内線番号が書いてあった。早速電話して聞いた。その説明では「どんなものを(W会が)お持ちなのか知らなかったから見せてほしい」というのが「写しとともに」の意味だった(だったらここは「写しを提出するとともに」とでもすればよく分かったのに)。

時間が逆になっている？

次に下線①の中の「申告者」「申告」とは「確定申告」「青色申告」などと使われる役所言葉だ。普通の生活者はあまり使わない。辞書を引くと「届け出ること」。この「申告者」は「申告文書」で何を届け出たのか。これもよく分からない。担当者に聞いた。下線①の「不適正な事務処理に関連して」報告書が公表されているが、「申告文書」とはその報告書で「上申書」とされた文書だそうである。

補足説明が必要だろう。「不適正な事務処理」というのは先述の不祥事4件のことだ。88号でも89号でも書いたように、市はこの件について外部の弁護士に調査を委託、その報告書に基づいて処分を決め10月1日に発表した。そのきっかけになった内部通報が市

長宛での「上申書」(公文書の「申告文書」、18年3月26日付)で、調査はそれに基づいて行われた。

下線部①部分の文章も分かりづらい。ここでは時間が逆になっているように受け取られかねないからだ。10月の公表に関連して申告文書が提出されたように読めてしまう(3月と10月という時間の関係が分かってないとすぐには理解できまい)。

「市が公表した情報」にウソはないのか

下線②「これはどういう意味だろうか。「範疇を超えた」とは何か。日常語に直して「公表した情報のワクからはみ出た」とでもして読み直すと、②は市が公表した以外の情報を扱うのは問題だという意味なのか。「市が公表」という言葉は第3段落の初めにまた出てくる(下線④)が、いずれも

「市が公表」した情報に間違いはない、あるいは「信頼性を持つ」との含意があり権威的でエラそうである。なんとも「上から目線」の文章と言ふべきだろう(先の「高圧的」という会員の感想の所以の1つはこういう文章の調子

市民15万人全員が
ウオッチャーであり
サポーター！

にある)。

だけど、本当にそうか。役所が公表した情報に間違いはないのか。まさか。厚労省が長年インチキ統計を「公表」し続け、財務省が総理大臣の顔色をうかがって偽造した公文書を「公表」したのは、日本人なら誰もが知り、呆れ果てている中央官庁の大ウソではないか。

多摩市にはないのか。これも残念ながらnoだ。先の4件の不祥事の中にもあった。職員がニセの診断書で3年以上休職していたというのは「公表」とは逆の「隠蔽」の方だろうが、市の下水道課が住民との補償交渉が終わっていないのに、議会に「工事完了」とウソの報告をし、そのあげく密かに架空の委託契約までしていたのは、「市が公表していた情報」がウソだったということではないのか(しかもこのウソ、内部通報がなければまだに隠されたままだったろう)。

「コピーはニセモノだって

文章のヘンなところ、意味が「？」のところなど、ほかにもあるが(例えば⑤「本件」とは何か、一言で言ってしまう)細かな問題についてはこの辺でやめておく。もっと重要な文書全体の「？」について書く。

まずこの公文書、全体として一体何を言い

たいのか。実ははつきり伝わってこないのだ。表題に「取扱い」とあるから、そこから推し量って結論部分で市の「言いたいこと」を日常語で一言で書くとへ88号、89号の記事は「上申書」に基づいて書かれているようだが、今後この件（＝本件）を扱う際には「慎重に対応されますことを強く求め」る、ということになる。

その理由を文書は前段で2つ挙げる。これもまた分かりづらい。理由を説明するのに文書とコピーの関係をホンモノとニセモノという、私たちの日常感覚からかけ離れ説得力の乏しい論理をヒネリ出してきているから、ますます回りくどく明快さに欠けてくるのだ。理由の1つは、これまた日常語で言い換えるとヘコピーは例え中身が同じでもホンモノではないのだから、いろんな媒体を通じてほかに広めるのは不当だ。もう1つはへ扱い方によっては公益通報制度や関係者のプライバシーと名誉を損なう恐れがあるから慎重に取り扱ってほしい、と言っているらしい。

**「外部」より、
まず「内部」ではないか**

こういう「読み」でよければ、一般論としては文書の「言いたいこと」は分からないではない。しかし、

これらの指摘についてはW会としては「ご心配ご無用」と言うほかない。市に言われるまでもないからだ。ただし、これらの指摘は一般論の範囲を出ておらず当方に「強く求める」にはもつと具体的な根拠が必要だ、とこちらからも「強く求め」ておく。

しかし、そのような一般論的な主張を市は外部に公文書で「要請」する前に、まだしておくことがあったのではないか。88号で述べているように、市庁舎の中で「上申書」のコピーはかなり出回っていた。それは去年の6月11日の市議会での市の総務部長によって裏付けられている。この日に市議会を傍聴した会員がYou Tubeで記憶を確かめたら、総務部長は大野まさき市議の質問に答えて「4月の初めにすでに市長以外に同文書（上申書のコピー）を受け取った、同文書を所持した者からその内容を見せられた、などの意見が複数寄せられた」という意味の答弁をしている（下線部③に関して「上申書」が市側から漏れることは「ゼツタイにありません」と先の公文書担当者は言った。その担当者によれば市の幹部でコピーを持っているのは「片手に足りない」そうだ。その数人がそのコピーで会議をやった場合、終わった後に「コピーを回収しているのか」と訊いたら「それはしていない」。

このような状況の中で「写し」の取り扱い

に問題があると考えたのなら、市長のまづやるべきことは、W会に公文書を出して高圧的に「要請」するよりは、同様のことをまず市の内部に注意を促すことではないのか。

「ニコニコ」でもジャーナリズムだ

ここまで公文書を何とか読んできた。しかしまだ重要な問題が2つ残っている。

1つは、「上申書」のコピーに関する以上のような市の見方が、なにゆえにW会に対して公文書を発して文書回答を迫る、というキツイ「要請」になったのか。ここがまた不思議なところである。繰り返しになるが、市は公文書で独特のコピー論を展開した後、庁舎内で出回っているような「上申書」のコピーについて、それに基づいて書いたり話したりするときは慎重にやってほしい、と「求め」てきているに過ぎない。W会に「コピーの扱いを慎重に」と「要請」するのに、なぜムキになったように公文書という手段を使って「文書回答」せよ、などと大げさに騒ぎ立てるのか。不可解と言うしかない。

2つ目の問題は「要請」の中身だ。下線部⑥「入手時期や入手経路」を文書で示せ、という部分である。これには2月9日のW会例会の出席者はみんな驚いてしまった。多摩市長は10年ほど前までジャーナリズム機関にお

られたからである。私たちはそういう経歴の持ち主からこのような要求を突きつけられるとは思わなかった。これでは一言ものを申さないわけにはいかない。

W会の「ニュース」の部数は数千部だ。だけど、ミニコミといえどもジャーナリズムである。そう私たちは自負している。「取材源の秘匿」は私たちの場合も活動の鉄則である。そのようなW会に対して「写しをどうやって誰から手に入れたのか文書で答えよ」と言ってきた多摩市長の「要請」は不当であると言わざるを得ない。この人がジャーナリズム機関にいたという事実は、その不当性をさらに強める。

なぜか。「取材源の秘匿」は取材相手との信頼関係を保ち、報道の自由、取材の自由を守り、社会の「知る権利」に応えるジャーナリズムの最高の倫理の1つ…などと多言は要るまい。不当な「要請」の発信者である多摩市長ご自身、長年勤務しておられた日本新聞協会が「取材源の秘匿」に関して、このような見解や声明を何回となく発表していることはよくご存じのはずだからである。

ジャーナリズム機関の出身なのに

W会「ニュース」の役割についても一言申し述べておこうか。

中央の政治については新聞やテレビ・ラジオ、あるいはインターネット、場合によっては週刊誌や雑誌が日常的な監視役だろう。都道府県の政治は地元紙や地方局、大手メディアの県版や地域版にその役割が期待される。ところが、それより規模の小さい市区町村レベルでは日常的な監視装置はほとんどない。W会の市議会傍聴と「ニュース」の発行は、多摩市の政治状況について市民に対して及ばずながらそのような役割を担おうとしていることを、この際あえて強調しておきたい。

今回の多摩市役所の不祥事にしても、事態は内部通報→調査・報告→処分と動いたが、公表されたのは報告書と処分だ。調査・報告は市が依頼した2人の弁護士による。この問題の全体像を理解して市民に正確に伝えるためには、報告書だけではなく内部通報の内容にまで取材が及ぶのは監視役の責務というものだ。それが公文書の言う「市が公表している情報の範疇を超えた内容」になることは、まあ当たり前ではありませんか。

監視役としてこの際もう一言付け加えれば、ジャーナリズム機関で何十年も働いておられた多摩市長が、公文書で堂々と「情報源を明かせ」と文書回答を迫ってきたという事実を、このような形で市民に伝えるのもW会の役割と知っておいて頂きたい。

(了)

隠された「中間報告」

投稿 きくち 克行

多摩市職員に関する不祥事疑惑。疑惑調査を委託した弁護士からの中間報告について、多摩市は2018年10月5日の議会で、ある議員からなぜ6月に予定されていた中間報告をしなかったのか、という質問に「聴き取り対象者に退職している職員もいて(中間報告すると)調査に支障をきたすおそれがある」と答えた。肝心の中間報告は同年6月14日付けで阿部裕行市長宛てになされていた。しかも、8月31日付けの「(最終)報告書」と大筋違わない。内部告発で問題の原点と名指しされた当時の副市長について「その判断を下した副市長の責任は問われるべきである」と指摘している。

当の副市長は6月に退職した。中間報告が議会に伝えられたら、その副市長の退職は円満に認められたのだろうか。

当の副市長は2017年2月13日付けで、市役所管理職に向け「多摩市職員行動指針」不祥事防止のために」とする通知を行っている。どんな気持ちで通知を出したのか、ぜひ聞いてみたいものだ。税金を払っている市民の当然の権利であろうと思う。

創立20周年集い報告

ウオッチング多摩の会の「創立20周年の集い」が2019年1月16日、唐木田しようぶ館で開催されました。第一部「語りましよう。ウオッチングニュース(以下WN)投稿者の皆さんと」、第二部「提案、市政への市民参加、議合力アップ」。第一部は、神津代表が進行役に、過去のWNに投稿された記事をもとに会員の一言や参加者からのコメントを交えながら行われた。

議会・市政のウオッチングは 新しい市民参画を産み出す!

初代代表の山下が口火を切った。「W会の設立趣旨は、市議会を傍聴して議会活動を公正中立の立場で観察し、市民の関心を高め、投票率をアップさせることであった。会の発起人は9名。私も含めて3人の方が現在もメンバーである。当時の議会では遅刻、私語、離席、居眠り等が横行し、議決をすっぽかす議員もいた。シンポジウムをやったり、議員の通信簿を付けたりしてきたが、状況は何も変わらない。また、民主主義の最大の敵は市民の政治への無関心である、といわれるが、

20年経って投票率はどれだけ上がったかとか考えると、過去何をやってきたのかとの思いがある」。続いて、1999年から2007年まで代表を務めた元山は、当初の頃の議会傍聴を振り返って、「当時は、傍聴人取り締まり規約なるものが存在し、傍聴人は住所、氏名、電話番号まで書かされた。議場に入るとまるで幼稚園の園庭に来たような感じ。議会に刺激を与えねばと思い、議員の議場での態度や公約への努力等を勘案し通信簿を付けたりした」。神津から、通信簿には議員から強い抗議を受け、恐喝・恫喝まがいの電話もきて、家族がおびえることもあった、とのエピソードが語られた。

当日欠席の西田氏のメッセージが披露された。「私は高齢化し活力も失っているが、今、急速に世代交代が進んでいる。しかし、市の体制、姿勢では変化に対応できるとは思えない。今や、市民は市の施策方針を待っている。世の中の進歩から大きく遅れてゆくだろう。まず、市民識者の主導で多くの市民に呼びかけ、市民の意向を伝え、その履行為政者に迫ってゆくしかない。W会は市民の意見を集約する場となることを期待する」。

続いて従前から建設的な政策提案をし、WNにも投稿いただいている豊ヶ丘の大橋氏から「豊ヶ丘複合施設の問題で時には市長の参加を得ながら130回を超える会合を重

ねたが時間の無駄が多い。形を変えて市民ミーティングを始めている。この形態は地域委員会のモデルにしたい」との話があった。

パルテノン多摩改修について会員の庄子から問題点が指摘された。

*市民説明会や委員会等を傍聴したが、市民代表とされる人たちは皆さん利用者団体の方。利用者の、利用者による、利用者のための改修であり、不便で利用しづらい地区の住民は蚊帳の外だった。

*W会では市民にアンケートを実施し、670名から回答を得たが、工事金額は40億円程度に抑える案と、民間の活用で運営も民間委託するという二つの案が圧倒的に支持された。議会に特別委員会が設置され、市の案も含めて四案が提示され、我々も期待を持って議会を応援したが、昨年10月に、市が議会の承認を得たとしてパルテノン多摩改修85億円と図書館新築をセットにして実施すると発表した。

神津からは、毎年数億円をつぎ込んでいる指定管理者(現在は多摩文化振興財団)の問題が指摘された。会場から次のような建設的なコメントも寄せられた。

*市の説明会に何度か出席したが、他のやり方とか何らかの選択肢を示さず、形式だけの市民との話し合いは単なるアリバイ作り。そんな案を通した議会の責任は大きい。

* 議会は二元代表制の役割を果たすべきであり、4月の議員選挙では立候補者にその姿勢を問う質問をぶつけた方がよい。

* 私は、改修設計を請け負った某コンサルに対して他の業者と競争をさせることができないう話、という話を某議員から聞いた。改修には外構工事と内装工事があるが、耐久性や安全性にかかわる外構部分は早急にやらざるを得ないだろうが、内装を急ぐ理由はない。時間をかけ、市民の意見を聞き、市民の納得を得る必要がある。

* もつとメディアを利用したほうが良い。最近の市政は目に余るものがあり、W会は今までのような穏健な提案をするだけでなく、具体的に行動し、市政に切り込んでゆかねば。マスクミを使って声を大きくしてほしい。多摩市には魂が入っとらん。

* 議会の傍聴だけでは意味がない。議員との懇談を重ねて議員を動かすしかない。前半終了時に招待してあった岩永議長が参加した(同じく招待した市長は欠席)。

後半の第二部は、会員の菊池が進行役となつて論議が進む。

「・日経新聞に、独居老人の伸び率について東京周辺の市のなかで多摩市がダントツと出ていた。10年後は大変。多摩市は手打っているのか。・プールとジムを備えるアク

アブルーは開場以来20年が経過し、大改修が必要となる。昨年8月には6万人以上が利用した施設。朝の開場前にはお年寄りの方が列を作るほどであり、お年寄りの健康に大きく寄与している。・新市庁舎の建設、橋梁等の改修に巨額の費用が見込まれる。人口減少が続く中でこれから大変な時代を迎える。この状態を市民が知るためにはデータの見える化が必要」と菊池が問題を提起した。

会員の花谷が発言。花谷は多摩市のデータを解析するプログラムを開発するなど専門家である。「何の議論をするにもデータの裏付けがなくては具体性が乏しい。データなしで声の大きい意見が通るのは民主主義ではない。多摩市のデータは豊富にあり、データがあれば様々なプレゼンを作成できるし、問題点が分かり易くなる。一方、データで嘘もつけるのを忘れてはいけない」。

庄子「見える化は大事だが、紙化も必要だ。データを見やすくしているんな選択肢を示すことが重要だ。そして、直接のコミュニケーションをする」

菊池「小学高学年、中学生に年に一度議会傍聴の機会を与えたら? 子供の勉強になるし、親たちにも市政への関心を高める効果もあると思う」

岩永「なかなか、そこは難しいところがある、教育委員会の了解が必要」

菊池「議会を夜や週末に開催する等、関心を持つてもらおう努力をしている議会もあるようだ。多摩市のようなベッドタウンの住民には平日の傍聴に無理がある」

菊池「なんで市会議員が党派に所属しているのだろうか」

田上「市会議員は国会議員のように党派に所属する必要はない。多摩市民の代表であり、政治党派の代表ではない。もつと市民生活に必要な情報を選挙民に流してほしい」

会員の浅井「国政政党の選挙を地元がどのようにして応援、補完するか、という仕組みができています。現状は国政レベルから降ろされた構図になっている」。

多摩市の市民は国民であり都民でもあるのだが、一番身近に行政のサービスを受けるのは市である。市民にとって大事なことは安心と豊かな暮らしを保証する行政である。フアクトを基にして争点を明らかにすることが肝要。安心とは、防災であったり、健康に暮らせるといったことであり、豊かに暮らせるといったことは文化もあればしっかりしたインフラもある。市民は市長や議員に豊かな暮らしと安心を委ねているのであって市から選択肢を含んだブランドデザインを示してほしい。その中身から豊かさや安心が保証されるのか、多摩市に住み続けているのかを判断することになる。そのためには物事は争

点化して伝えて欲しい。それが不十分な場合はW会のように市民サイドから選択肢を示すように要求してゆかねばならない」

参加者から「議会の報告会に行った際、最初に言われたことに驚いた。議員個人の意見は聞かないでください。党派の意見がまだまとまっていませんから。地方議会に国政と同じような党派はいらない」

菊池「日刊スポーツ社会部にいたころ、北海道の宗男さんにインタビューしたことがある。その時なぜ地方議員が政党に所属するのかと聞いた。お金の問題だよ、交付金と国議員選挙の時のバーターだよ、言い放った。

去年の春、多摩市で多くの不祥事が露見した。市は弁護士に検証を依頼し、議会に対して6月議会でも中間報告をするという約束した。ところが6月議会では、まだ結論が確定していないので先送りすると表明。結局報告書は8月31日付で提出されたが、議会に伝えられたのは一ヶ月後、9月議会終了直前の10月1日だった。最近、市政情報公開請求を行い、6月14日付けで阿部市長に提出された中間報告書を手入れされた方がいる。その内容は最終報告と大差がなかった。これを6月議会に報告しなかったのはなぜか？」

田上「6月には前副市長が退任された。その退職金支給については議会にかけて承認を得た。事前に報告書の内容を議員が知って

いたら賛成に躊躇する議員もいただろう」

参加者「診断書偽造の件。30通も偽造診断書で違法休暇を取ったのをおかしいと感じた職員はいなかったのか？ 気付きたくなかったのだろうか？」

花谷「議会と市長では情報量が圧倒的に違う。議会は足りない情報について市民に協力を求めて欲しい。データがあれば有益な情報を作り出すテクノロジは進んでいる」

参加者「これからは、W会はウォッチングをやめてアクシヨンの会になってほしい。みんな菊池さんを応援しよう」

参加者「これからW会は政策提言に特化した集団になって、その政策をいろんな手段で具現化させるような組織になって欲しい」

参加者「花谷氏が話したように行政と議会では情報量の差が大きく、絶対的に行政が強い。議会事務局は行政から派遣された役人である。最近では議会事務局を議会がコントロールしている自治体も出てきている。以前、議会が議会事務局をコントロールできる仕組みにしてほしい」と政策提言をしたが採用されなかった。多摩市議会の実態は？」

岩永氏「事務局は役に立つこともあるが、立たないことも多い。行政のサラリーマンであることは否めない」

神津「市民と政治をもっと近づけたい、との思いでスタートし、ずっとその精神でやっ

てきた。その成果については私自身も忸怩たる思いもある。もう一歩踏み込んで、行政、市長と市民の関係を従来のように癒着か対立かではなく、政策決定過程に市民が参画できる仕組みを作ることを考えねばならない。議会と市長の二元代表制を超える選択肢として二元的代表制による緊張関係が必要である。新しい仕組みを作らないことには市民参画ということは実現できない」

予定時間を大幅に超過した。消化不良の点もあったが、多くの方々の貴重な意見を今後のW会運営に生かしてゆきたい。

入会申込書

氏名
住所
電話・FAX
メールアドレス

■会費・カンパ振込先■

みずほ銀行多摩センター支店 1197246
「多摩市議会ウォッチングの会」

■申し込み■

「ウォッチング多摩の会」 代表 神津幸夫
〒206-0034 多摩市鶴牧 3-14-2-102 042-372-9496
HP: <http://watching-tama.com/>

★入会金は必要ありませんが、会報発行等の活動維持のために年会費 2000 円を頂いております。